

# 十勝教育研修センター条例

〔平成7年3月1日  
条例第1号〕

改正の沿革 平成17年条例第3号

## (設置)

第1条 十勝管内の市町村が共同して行う教育に関する研修及び研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、十勝教育研修センター（以下「研修センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 十勝教育研修センター  
位 置 中川郡幕別町札内暁町290番地2

## (職員)

第3条 研修センターに事務職員その他必要な職員を置く。

## (事業推進委員会)

第4条 研修センターの円滑なる事業の推進を図るため、十勝圏複合事務組合教育委員会に十勝教育研修センター事業推進委員会を置く。

## (使用料)

第5条 研修センターを第1条の目的以外に使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 組合長は、公益上又は教育目的その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

## (委任)

第6条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成7年3月1日）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月8日）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

室名	使用料 (円)					摘要
	午前	午後	夜間	1日	暖房料 (1時間当たり)	
講堂	2,700	3,600	4,300	10,800	600	(1) 午前とは、午前9時から正午までをいう。 (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。 (3) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。 (4) 1日とは、午前9時から午後9時までをいう。 (5) 使用料には、室内の設備、備品使用料を含む (6) 暖房料として、10月20日から翌年4月末日までの間は各室ごとに徴収する。 (7) 前号に規定する暖房の通気期間外であっても実情に応じ必要があると認めるときは、暖房を通気することができる。この場合における暖房料は前号同様とする。 (8) 商業活動の目的で使用する場合の使用料は5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。 (9) 営利を伴うもので、入場料、会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。 (イ) 100円未満 5割 (ロ) 100円以上500円未満 10割 (ハ) 500円以上 15割
第1研修室	900	1,200	1,400	3,600	200	
第2研修室	900	1,200	1,400	3,600	200	
小会議室	600	800	900	2,400	100	
和室	600	800	900	2,400	100	
美術室	1,200	1,600	1,900	4,800	200	
陶芸室	900	1,200	1,400	3,600	100	
コンピュータ室	1,500	2,000	2,400	6,000	300	
理科室	1,200	1,600	1,900	4,800	300	
調理室	1,200	1,600	1,900	4,800	200	
工作室	1,200	1,600	1,900	4,800	300	
音楽室	1,200	1,600	1,900	4,800	300	
視聴覚室	1,200	1,600	1,900	4,800	200	